

特集「ペット後進国」の動物愛護管理法

ジャーナリスト 山下 浩

形骸化するパブコメ制度

命ある動物をみだりに殺し、傷つけ、苦しめることなく、人と動物の共生を目的とした「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、動愛法）が、来年の国会で改正されようとしています。これを踏まえて動愛法を所管する環境省では、中央環境審議会動物愛護部会の下に「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置、昨年8月から見直しに向けた議論が始まりました。現在までに多くの項目についての議論が続いていますが、中でも重要課題とされている「動物取扱業の適正化」について、今までの取材経験を基にした私なりの見解を述べさせていただきます。

動物取扱業の登録業種は「販売」「保管」「貸出し」「訓練」「展示」の5種類があり、総施設数は全国で3万8千超（平成22年4月現在）にもものぼります。このうち、主にペットショップやブリーダー、移動販売、通信販売業者などを対象とした「販売」業者は約2万4千と、非常に多くを占めています。そして、劣悪な環境で無謀な繁殖を繰り返すブリーダーや、大量仕入れ・大量販売を是とし、飼い主としての不適任者にも言葉巧みに売りさばくショップが数多く見受けられるのも事実で、おのずと「動物取扱

業の適正化」の内容も、販売業者に対する規制の強化が大きな課題となっています。

環境省は7月から8月にかけて、このテーマに関して広く国民から意見を求めるパブリックコメント（以下、パブコメ）を募集しましたが、過日、規制対象である動物取扱業者の業界団体（組合）が主導し、規制に反対する旨の意見書を送るよう組合員に指示していたことが判明しました。私の取材に対し、団体側は「強制ではない」と反論、また、環境省は「想定内」との認識を示し、客観的な立場ではない意見が多数あっても問題視しないという、法改正への取り組みの甘さを図らずも露呈する結果となりました。首都圏のあるペットショップ経営者はこれに関し、次のように本音を語っています。

「パブコメは『国民の意見も聞いた』というアリバイ作りで、何かがひっくり返ることもない出来レースだ。これだけ巨大化したペット産業の根幹を揺るがすほどの大改正はないだろう。『可哀想』というだけの国民感情より、優先すべきは産業経済活動。規制によりペットの流通が減れば、大量の失業者を出す可能性がある。動物を守るために人間を路頭に迷わせる法改正など、政府という立場でできるわけがない」

物の精神的・肉体的な健康を守る」という意義からです。しかし、これらの規制が強化されてもペットショップには極小の犬猫が溢れ、自由経済という大義の下、誰もが簡単に買ってしまうという商習慣そのものは残ります。

最初は「家族」として迎え入れたはずが、引越や転勤、吠え・咬み癖などを理由にして保健所に持ち込む飼い主が全国で年間約8万頭（平成21年度）にもおよび、野犬や野良猫と合わせて約23万頭（同）が殺処分されています。数年前に消費者金融のCMで使われた影響でチワワが大ブームとなり、ペットショップには「チワワ希望者」が殺到しました。ところが、ろくな餌がでなかったために無駄吠えが止まないなどと持て余した飼い主が、今度は保健所に殺到したという現象が全国各地で起きたようです。

そして「（買う時には）小さいほどいい」という日本人特有の価値観が浸透し、まだ社会化できていない時期から陳列ケースに入れられていることに疑問

飼い主の規制こそ必要

現行の動愛法は、「みだりに」「社会通念上」「できる限り」など抜け道を作りやすい文言が多いために行政指導をしにくく、前回（平成17年）の法改正から昨年までの5年間で営業停止処分を受けたのは、わずか1件でした。つまり、どれほどモラルを欠いた営業をしても、そこに明確な違反が認められない限り「合法」となるのです。また、行政による立ち入り検査は「予告制」が原則で、業者側に準備時間を与えてしまっているのが現状です。いくら条文が規制強化されたとしても、強制力を行使できない法律であれば「仏作って魂入れず」になりかねません。

今回の法改正に対し、全国の動物愛護団体や愛犬家などによる規制強化への情熱は並ならぬものがあると感じています。そして、深夜の生体陳列、移動販売、幼齢動物の仕入れ時期など、現在の法改正作業で俎上に載っているテーマは多くが「業者に扱われる動



日本の現状が英国紙「サンデーミラー」に（10月23日）

を持たないどころか、文化として定着しています。需要があるから供給されるという資本主義の原則だけを変えようがないのですから、「欲しくなったらペットショップへ」「要らなくなったら保健所へ」という感覚が染みついていく消費者意識に対してこそ、本来はメスを入れる必要があるはずで

「国民の声」はまだ小さい

改正を間近に控えた動愛法ですが、この法律には決定的に「理念」が欠けているように思えます。先のパブコメ募集期間中には「動物を守りたい愛護側」と「商売を守りたい業者側」の主張が真っ向から対立しました。法の原則が動物取扱業者に自由販売を保障している以上、そうなるのは必然です。そして「ザル法」との批判も多いこの法律、実は誕生経緯そのものが消極的理由からでした。

明治初期、庶民の飼い犬はほとんどが放し飼いの番犬だったため、犬たちは恋愛なども自由に謳歌していたようです。そのため病気にかかる犬も多く、警察の取り締まり規則には「病犬あらば速に打殺し〜」や「路上に狂犬あれば之を打殺し〜」などの条文がありました。そして明治6年、東京で狂犬病が大流行して多数の死者が出た際、当時の警察行政は飼い犬が狂犬病にかかれば飼い主自身で殺すことを命じ、他人を咬んだり傷つけければ誰が殺してもよい旨の許可を下しました。これらの行為は決して「無意味な殺生」ではなく、人間を危険から守るという大義ではありましたが、打殺しという処分方法はその後と続いたのです。

そして昭和44年、犬の打殺処分の実態が英国の大

衆紙「ザ・ピープル」で報道されました。これにより現地で大きな日本パッシングが起きたこともあり、後の動愛法誕生へと影響しました。しかし、現在は大半を占める「ガス殺」という処分方法も、欧州諸国から見ると相変わらず衝撃的な光景のようです。英国紙のキャンペーン記事から42年が経過した今年10月23日、今度は英国紙「サンデーミラー」に、日本の犬猫がガス室送りにされる実態を取り上げられ、さらにノルウェー・ドイツ・オランダでも続々と報じられています。サンデーミラー紙の記事には私が提供した写真が2枚掲載されていますが、当初は日本の恥を晒すようで許可を躊躇したものの、再び外圧でも受けられない限り、今の日本で自浄作用が働かないと考えています。

法律を大きく変えるためには政治家（国会議員）の力が大きな影響をおよぼすことがありますが、ことペット問題は「票にならない」テーマのため、真剣に動いてくれる議員はほとんど存在しません。そして方向性の根本を見誤っている法整備、はびこる悪質業者、そして非常識な飼い主と3拍子揃っている日本は、内外から「ペット後進国」と非難されています。しかし、これを問題視する国民の声があまり大きくならないのは、メディアがなかなか取り上げないことにも一因があります。

テレビが単発的に「殺処分」を取り上げることがありますが、ほとんどが「捨てる飼い主のせいで可哀想な犬猫がほら、こんなにたくさん」という一面にしか触れず、販売業者の責任には言及していません。これは、先述したように「違法行為ではない」ことが最大の理由で、モラルの問題だけでは業界を批判できないためです。また新聞にとっての販売業者は、紙面や折り込みに広告を出してくれる「スポンサー」であることを考えれば、言わずもがなでしょう。

この会報を手にとってるのは、ペットを取り巻く現状を憂い、危機感を抱いている方々だと思えます。しかし、「動物愛護はマイノリティ（少数派）」と言われるように、まだ全国の圧倒的多数が問題の本質に気付かないか、または関心がないのです。私も微力ながら真実を報じていきますので、皆さんも機会あれば現状を人に伝え、日本の動物たちの未来について語って頂きたいと思えます。（了）



（プロフィール）
山下 浩（やました ひろし）
http://www.spk-yamashita.jp

フリージャーナリスト。
1967年札幌生まれ。南フロリダ大学中退。会社役員、NPO法人代表、月刊誌「北方ジャーナル」記者などを経て本年4月より現職。
ペット問題をライフワークとして全国を取材し、7月より報道サイト「ペット問題列島」を運営中。
【ひと書】取材活動やサイト運営は、皆様からの浄財に支えられています。ご協力をお願いします。